

仕 様 書

1. 件名

国分寺市役所新庁舎総合案内板設置者設置事業

2. 設置機器

- (1) 縦2, 100mm×横4, 300mm×奥行150mmの範囲内の大きさと作成すること。
- (2) 広告用ディスプレイの画面サイズは55型以上とし、タッチパネルを搭載したものを1台設置すること。
- (3) 行政用ディスプレイの画面サイズは42型以上とし、2台設置すること。
- (4) 筐体は自立式アンカー施工で固定すること。ただし、可動式も含めた設置方法を双方協議にて決定すること。
- (5) 設置場所全体の雰囲気や考慮した色合い、デザインとすること。
- (6) 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- (7) 環境に配慮した材料を使用すること。
- (8) 電源を使用する場合は開庁時のみの使用とし、タイマー機能により自動で電源管理が可能なものとする。
- (9) 音量は原則、無音とすること。

3. 設置場所

国分寺市役所新庁舎 国分寺市泉町二丁目102番9 1階
別紙1案内図を参照

4. 設置期限

令和7年1月6日までに設置完了のこと。

なお令和6年10月1日から12月31日までを工事期間とするが、市と協議し決定する。

5. 設置期間

設置工事完了の日から令和7年3月31日まで。

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提とし、令和17年3月31日までを限度に1年を単位として更新することができる。

6. 庁舎案内板の構成

庁舎案内板の構成は、下記の通りとする。

(1) 庁舎案内

- ①各階ごとに部署名をわかりやすく表示すること。
- ②日本語及び市が指定する言語を付加するなど、多様な来庁者に配慮すること。
- ③組織改正等により表示内容に変更があった場合は、市の指示に基づき、修正を行うこと。
- ④必要に応じて、配置図を付け加え、現在地の場所等を表記すること。

(2) 行政情報放映

- ①放映可能なモニターを設置し、行事・会議案内等の行政情報を表示すること。
- ②表示する情報は、文字情報、動画または静止画により放映するものとする。
- ③行事・会議案内等の市政情報は市の担当者によって容易に編集・モニターへの反映ができるようにすること。

(3) 周辺地図

- ①地図情報は国土地理院の地図をベースに作成し、市役所を中心とした広域図と国分寺市役所周辺図の構成とし、公共施設や災害時の避難場所等、国分寺市役所が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ②公共施設・災害時の避難場所など市が指定する情報をわかりやすく表示すること。
- ③文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障がい者に配慮するなど、ユニバーサルデザインを心がけること。
- ④地図はQRコード等により携帯電話にリンクができるようにすること。

(4) 広告

- ①事業者は広告主の募集、決定、広告の製作、掲載、広告主との調整等、民間企業等の広告に関する一切の業務を行うこと。
- ②事業者は、本社、支店または営業所が市内に所在する民間企業等の広告を優先して掲載するよう努めること。
- ③掲載する内容は、国分寺市有料広告掲載取扱要綱を遵守し、規定に抵触するのは掲載できないものとする。
- ④広告募集にあたり、市が広告主を募集しているような誤解を与えないこと。
- ⑤広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、事業者が行うこと。
- ⑥広告の配信は、配信開始予定の14日前までに広告主及び広告内容を市役所に提示すること。
- ⑦緊急災害情報自動表示機能（防災情報）を有し、発生時には即時に表示できるようにすること。またテキスト情報は多言語表示すること。

7. 行政財産の使用許可

事業者は、国分寺市公有財産規則（昭和43年規則第16号）の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けるものとする。

8. 使用料

- (1) 事業者は、国分寺市行政財産使用料条例（昭和44年条例第7号）の規定に基づき、使用料を納付するものとする。
- (2) 使用料は、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により納付しなければならない。
- (3) 使用料は、還付しない。ただし、事業者の責に帰さない理由によりコンテンツを放映することができなくなったときは、その期間に応じ、既納の使用料を事業者へ還付することができるものとする。

9. 事業者の責務

(1) 事業者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないこと及びこれらに協力又は関与しないことを確約すること。

(ア)暴力団

(イ)暴力団員

(ウ)暴力団準構成員

(エ)暴力団関係企業

(オ)総会屋等，社会的運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

(カ)その他前各号に準ずる者

(2) 事業者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約すること。

(ア)暴力的な要求行為

(イ)法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて委託者の信用を毀損し、又は委託者の業務を妨害する行為

(オ)その他前各号に準ずる行為

10. 広告主の審査等

(1) 事業者は、広告主を選定するときは、前項第1号に該当しないことを確認するものとする。

(2) 事業者は、広告主を選定したときは、当該広告主の名簿その他必要な書類を市に提出するものとする。

11. その他

(1) 総合案内板，設置，撤去及び維持管理に係る費用については、すべて事業者の負担とする。撤去の場合現状復帰をすること。

(2) 電気等の諸設備の利用に必要な費用については、事業者の負担とする。なお、電気使用量については、なお電気使用料は市と協議の上、支払うものとする。また、電気使用料は市の発行する納入通知書により、納期限までに納付するものとする。

(3) 総合案内板に係るメンテナンス，破損や事故時の対応等，一切の保守管理については、事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

(4) 故障，問合せ及び苦情の際の貸借人の連絡先を本体に明記する。また，対応窓口として24時間365日受付窓口を有すること。

(5) 履行に当たって自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (7) この仕様書に定めのない事項や疑義については, 担当と協議のうえ決定する。
- (8) 国分寺市デジタル行政推進課にて所管している, 国分寺市新庁舎窓口受付システム構築及び運用・保守業務委託にて決定した事業者とモニター機器及び設置については事前に協議を行うこと。

12. 担当

国分寺市契約管財課管財係 042-325-0111 内線421